

身体障害者手帳交付申請に係る口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する診断書・意見書を作成する歯科医師の指定基準

平成15年4月1日決定

身体障害者手帳交付申請に係る口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する診断書・意見書を作成する歯科医師にあっては次のいずれかの要件を満たしているものを指定する。

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条の規定による歯科矯正に関する医療を行う指定自立支援医療機関で、当該医療を主として担当する歯科医師となっているもの

2 以下の要件をすべて満たす歯科医師

（1）適切な医療機関における研究、診療従事年数が、歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさすものであること。

（2）これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

（3）日本矯正歯科学会の認定医であること。

（4）日本口蓋裂学会に加入していること。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。